

令和 5 年 5 月
八王子市立由井第三小学校
校長 筒井 泰行

令和 5 年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組について

1 今年度の生活指導の方針・体制

【方針】

(1) 各学級での落ち着いた学習環境に対しての取組

- ・ 各学年、学級での児童の様子を素早く共有し、全教職員で対応策を考え、実行する。
- ・ 校内全教職員で、どの児童に対しても一貫した指導をすること、また、異学年の教職員が指導することが特別でないということを理解させる。
- ・ 各学級、専科で児童の様子を伝え合い、授業のマネジメントについて改善策を共有する。

(2) 児童の豊かな心の育成

- ・ 全教育活動や学校行事等を通じて、集団の一員としての所属感や自己有用感などの自尊感情を高める指導を充実させる。
- ・ 保護者や地域支援者との連携を深め、目と目を合わせて真意を伝え合える関係づくりに努め、温かく児童を見守り、健やかな成長を育む。

(3) 挨拶の習慣化

- ・ 日々の生活指導を通して、学校と地域・家庭と共に児童の挨拶の習慣を育んでいく。学校教育目標を達成するための基本方針にも項目として挙げ、学校行事等でも礼儀を重点目標の一つとし、児童の成長を見取っていく。また、教師が挨拶習慣の範を率先して示し、挨拶のあふれる生活空間に親しませる。

(4) いじめの未然防止、早期対応

- ・ ふれあい月間を活用し、全児童を対象に学校生活に関するアンケートを学期に 1 回行う。その結果を速やかに分析し、担任、生活指導部、学校いじめ対策委員会、スクールカウンセラー等が連携し、迅速な組織的対応を実現させていく。特に「談できる大人がいない。」と答える児童については、家庭等との連携を一層密にし、事態の改善に努め、継続して見守っていく。
- ・ 毎週金曜日の夕会で、生活指導上の児童の様子について情報交換を行う。
- ・ 児童との日常会話、日常の振り返り活動を通して信頼関係を築く。児童が教職員に気軽に相談にこられるような関係を日常の触れ合いを通じて築いていく。
- ・ 週一回『学校いじめ対策委員会』を開催し、いじめの兆候を見逃さず、いじめの未然防止に努める。万が一、いじめ又はいじめの疑い等が発生した場合には、いじめ防止基本

方針に基づいて組織的な対応を取る。

- ・ 7月と10月に、5年生全児童を対象としたQU（学級集団アセスメント）アンケート調査を行う。その結果を活用して学級経営の充実を図り、児童理解を深め、居心地のよい学級集団を育む。
- ・ 隣接する由井学童保育所と連携を図り、定期的に情報交換等を行うことで、いじめの早期発見対応につなげる。

【体制】

- ・ 教職員で、ぶれない・見逃さない・信念をもった追跡型の生活指導や、人権を尊重する人間関係づくりに向けた取組を共通実践する。
- ・ インフォームドコンセント（※）の考え方を大切にし、教職員と保護者・地域と連携を図りながら、丁寧な対応をしていく。

※対応の内容について十分な説明を行い、理解・同意を求めること。

2 体罰防止のための取組

（1）体罰根絶のための教員研修の徹底

- ・ 服務研修を通して、アンガーマネジメントや、衝動的行動をコントロールする方法を習得する。
- ・ 生活指導部が中心となり、体罰防止に向けて全教職員一人一人が意識して実践できるようなスローガンを考え、職員室に提示する。また、日常的に情報交換や相談をする。

（2）体罰をチェックする機能の強化

- ・ ふれあい月間等を通じて、児童からのアンケートを実施し、体罰に関する聞き取り調査を行う。
- ・ 毎月末に、教職員一人一人が自己の行動を振り返り、「体罰防止セルフチェックシート」に記入し、管理職に書面にて報告する。
- ・ 教職員が互いに助言し合える雰囲気の日頃から醸成していく。
- ・ 管理職は、必要に応じて教職員への聞き取りを行う。

（3）体罰のない教育活動の推進

- ・ 日頃から児童を全教職員で温かく見守り、児童一人一人の声をしっかり受け止める。
- ・ 教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。
- ・ スクールカウンセラーや地域子ども家庭支援センターみなみ野や学童保育所等と連携し、多面的な視点から児童の状況把握に努める。
- ・ 学校公開や行事での保護者からのアンケート、学校運営協議会での意見及び学校評価を通じて保護者、地域住民の声を収集し、学校ができること、家庭・地域に協力依頼すべきことを精査しながら改善に努める。